

デジタル簡易無線局（登録局）の使用方法

デジタル簡易無線局（登録局）とは？

デジタル簡易無線局（登録局）は、平成20年8月に制度化された、従来の免許局と違い簡単な手続きで使用できる新しいタイプの簡易無線局です。

区分	デジタル簡易無線局（免許局）	デジタル簡易無線局（登録局）	
		無線設備の種別：3 R	無線設備の種別：3 S
特徴	<ul style="list-style-type: none">無線局免許が必要高出力(最大5W)免許人以外での使用は不可陸上での使用に限定	<ul style="list-style-type: none">免許局と比べて簡単な「登録手続」にて利用可能高出力(最大5W)免許人以外でも使用可能（レンタル可）一部のもの(種別が「3S」のもの)は上空使用可(最大出力1W)	
利用シーン	<ul style="list-style-type: none">主に企業等における業務用通信	<ul style="list-style-type: none">企業等における業務通信免許人以外も利用できることから、イベント等におけるレンタル機器として利用個人等におけるレジャー通信	
チャンネル数	28チャンネル（150MHz帯のもの） 65チャンネル（460MHz帯のもの）	30チャンネル（351MHz帯のもの） （注1）	5チャンネル（351MHz帯のもの）
空中線電力	最大5W	最大5W	最大1W
使用可能場所	陸上（150MHz帯） 陸上・日本周辺海域（460MHz帯）（注3）	陸上・日本周辺海域（注3）	陸上・日本周辺海域・上空（注3）
キャリアセンス機能（注2）	なし	あり	

注1：デジタル簡易無線局（登録局：3R）のチャンネル番号15は「呼出専用チャンネル」とされています。詳しい使い方は2ページをご覧ください。

注2：キャリアセンス機能とは、他の簡易無線局が通信を行っている場合は送信ボタンを押しても電波が出ない機能のことです。

注3：460MHz帯デジタル簡易無線局及びデジタル簡易無線局（登録局）は平成26年10月31日から日本周辺海域での使用が可能となりました。

デジタル簡易無線局（登録局）の使用方法

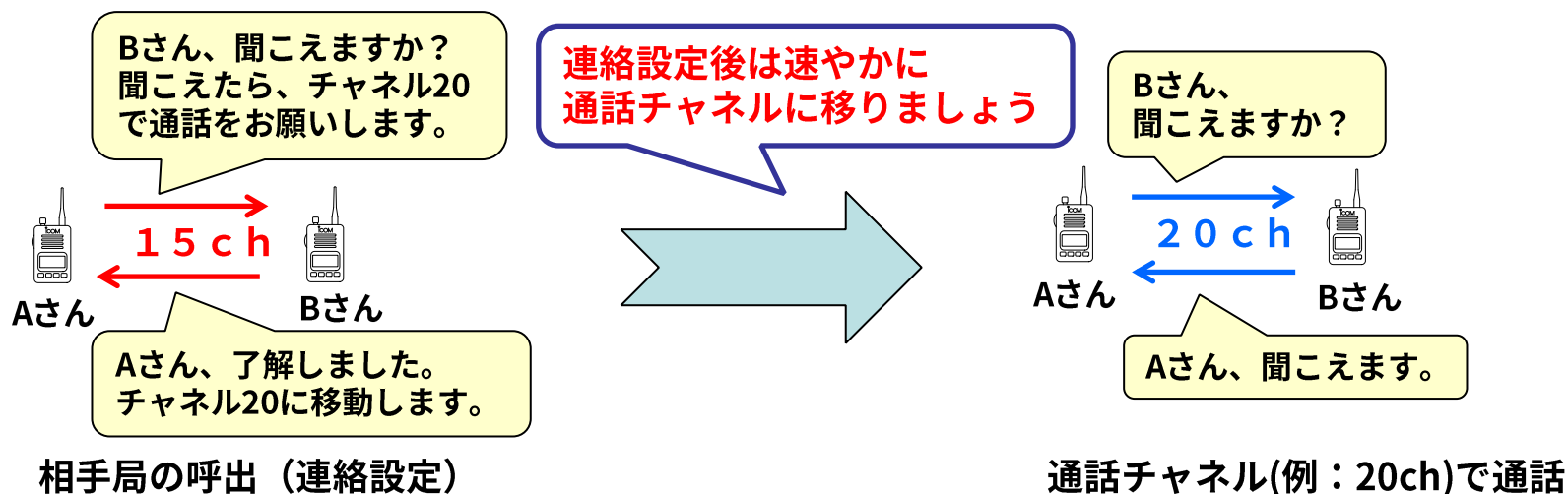
RMK

登録局（種別：3R）のチャンネル15は、呼出チャンネルとされています

- ① 3Rのデジタル簡易無線局（上空利用ができない登録局）は、チャンネル番号15（351.2875MHz）が呼出専用チャンネルになっており、このチャンネルではスクランブル（秘話）機能やユーザーコード（選択呼出）は設定できない仕組みになっています。
- ② 呼出専用チャンネルは、相手を呼び出すためだけに使用し、通話はそれ以外のチャンネル（通話チャンネル：チャンネル番号1～14及びチャンネル番号16～30）を使用しましょう。

相手の呼出が終われば、通話チャンネルに移りましょう

- ① 呼出専用チャンネル（チャンネル番号15）で相手を呼び出したら、通話チャンネルに速やかに移動しましょう。
- ② 呼出専用チャンネルでの長時間の通話やチャンネルの占有は、他の利用者の迷惑になりますので、このような使い方はやめましょう。



■ デジタル簡易無線局（登録局）の利用環境を保護、相互に円滑な運用をするために

簡易無線局は、他の簡易無線局の通信に極力、悪影響を及ぼすことのないようお互いに努めて運用しなければならない。このため、簡易無線局（登録局）を利用して長時間にわたりデータ送信する無線システムの利用者は、以下のガイドラインにより、適正に運用していただくようお願いします。

1. 連続的なデータ送信に利用したい時は、他に利用者がいないことを確認し、CH26からCH30のうちの空いているCHを優先して使用するようになしてください。

2. CH26からCH30がすでに他の利用者により連続的なデータ送信に利用されている時は、利用者間で運用調整をして互いに譲り合って使用するようになしてください。

3. 連続的なデータ通信の利用には、CH15(呼出チャンネル)を使用しないようになしてください。

4. 連続的なデータ通信に利用するときは、最小の空中線電力、空中線高での運用となるようになしてください。また、運用しないときは電源を切る等、他の利用者の運用に障害を与えないよう注意してください。

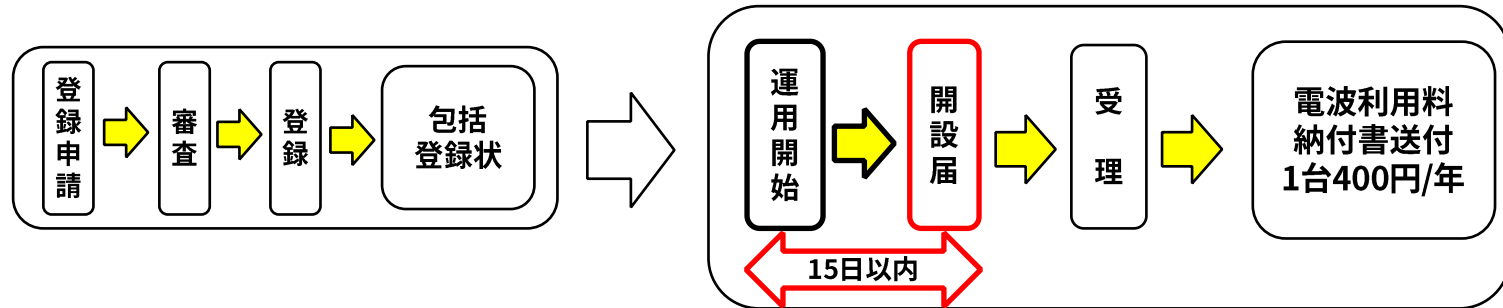
5. 連続的なデータ送信には、出来る限り一般業務用の無線局の利用をお願いいたします。

注： 当事者間の運用調整、一般業務用の無線局の利用等でお困りの際は全国陸上無線協会の会員にご相談ください。

デジタル簡易無線局（包括登録局）の各種手続き

RMK

- デジタル簡易無線局のうち、包括登録局のものは、包括登録状が交付され、運用を開始してから15日以内に**開設届**の提出が必要です。（提出先は、管轄する各総合通信局又は沖縄総合通信事務所です。）
- 開設届を提出しないまま運用した場合は、電波法令違反となりますので、注意が必要です。



- 包括登録状の内容や開設届の内容に変更があった場合も手続きが必要です。詳細は、総務省電波利用ホームページ (<https://www.tele.soumu.go.jp/>) をご覧ください。

有効期間後も無線機を使用したい

登録の有効期間は5年間ですので、有効期間を超え、引き続き使用したい場合は、有効期間が満了する前の1箇月以上3箇月を超えない期間中に**包括再登録の申請**が必要です。

登録状の内容に変更があった

登録人の名称や住所に変更があった場合は、**包括登録状の訂正届**が必要です。

合併、分割、事業譲渡を行った

法人の合併、分割、事業譲渡などにより登録人の地位を承継した者は**包括登録人の承継届**が必要です。

無線機を使わなくなった

無線機を全てを使わなくなった場合は、**包括登録局の廃止届**が必要です。開設届を提出した無線機の一部を使わなくなった場合は、**開設届に係る廃止届**が必要です。※廃止届が未提出の場合、登録の有効期間内は電波利用料が発生します。

無線機の台数が増えた

無線機を追加購入した場合は、その都度、運用開始後15日以内に**開設届**が必要です。

開設内容に変更があった

無線設備の常置場所を変更したり、無線機を取り替えたりした場合で、開設届の内容に変更が生じた場合は、**開設届に係る変更届**が必要です。

登録人以外の者に無線機を使用させたい

登録人以外の者が無線機を使用する場合（いわゆるレンタル）には、**無線局の運用の特例に係る届出をした上で**、次の事項を運用者に説明する必要があります。

【説明事項】

- ①登録状に記載された内容
- ②登録人との間で、混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約書の内容（契約を締結している場合に限る。）
- ③無線局の適正な運用方法
- ④遵守すべき法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容